

経済振興委員会報告資料

宿泊税の検討状況について

令和元年 6 月
経済観光文化局

宿泊税の検討状況について

1 これまでの検討状況等

平成 30 年 3 月～ 9 月	福岡市議会の有志議員による検討
9 月 14 日	福岡市観光振興条例(議員提案)の可決
10 月 3 日～	福岡市宿泊税に関する調査検討委員会(以下、
11 月 27 日	「検討委員会」という。)を 3 回開催
11 月 28 日	検討委員会から副市長へ報告書提出
11 月～翌年 5 月	福岡県との実務者協議を実施
令和元年 5 月	県と合意
6 月	福岡市宿泊税条例案の提案

2 検討委員会報告書の概要等

(1) 宿泊税を財源とする取り組みの考え方

市議会での検討や審議、検討委員会での意見、宿泊事業者等関係者の意見、これまでの福岡市の取り組み等に基づき、以下の観点で整理。

- ① 福岡市観光振興条例で定める施策に充当
- ② 九州における福岡市の役割や今後の観光・MICE の動向等を踏まえ、重要性や優先度の高い事業を選択
- ③ 既存事業へ単純に充当しない

(2) 今後必要となる観光振興策

- ① 九州のゲートウェイ都市機能強化に向けた取り組み
観光拠点の形成、観光バス駐車場・乗降場の整備、Fukuoka City Wi-Fi の利便性向上 等
- ② 大型 MICE 等の集客拡大に対応するための取り組み
大規模 MICE 受入準備、MICE 施設や観光施設でのユニバーサル対応、MICE 開催おもてなし事業 等
- ③ 観光産業や市民生活へ着目した取り組み
宿泊施設におけるトイレの洋式化や案内表示の多言語化の補助、特別徴収義務者への支援、映像やパンフレットによるマナー啓発 等

(3) 宿泊税の課税要件

項目	要件
課税客体 (課税標準) (納税義務者)	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入)
特別徴収義務者	・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
税率(税額)	1 人 1 泊について、宿泊料金が 2 万円未満・・・200 円 2 万円以上・・・500 円
免税点	なし
課税免除	設けない

3 福岡市宿泊税条例案における税率等

(1) 福岡市と福岡県との役割分担

福岡市域内において、市は、九州のゲートウェイ都市機能強化やビジネス・MICE の推進のため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業について実施する。

また、県は、県全体の底上げに資する広域観光推進のため、福岡市内宿泊者の便益に資する広域観光事業について実施する。

(2) 税率等

福岡市域内における税率については、上記役割分担や納税者の負担等を踏まえ、福岡県が 50 円、福岡市が 150 円とする。

また、宿泊事業者の負担軽減を図るため、賦課徴収を一本化し、福岡市が一括して行う。

宿泊料金	税率	参 考	
		県宿泊税	合 計
2 万円未満	150 円	50 円	200 円
2 万円以上	450 円	50 円	500 円

(3) 税収見込

約 1 8 億円（平年度）

4 宿泊税の使途

宿泊税は、観光・MICE 振興のために使われる目的税であり、宿泊税を財源とする事業（具体的な使途）等については、今後の予算編成作業にあわせて検討していく。

5 今後のスケジュール(予定)

今後、東京オリンピック・パラリンピック（令和 2 年度）を念頭に、新年度早期の課税開始を目指す。